

長岡市建設工事請負業者指名停止等措置要綱 新旧対照表

改正後		改正前	
別表第2（第2条、第4条、第5条、第6条関係） 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準		別表第2（第2条、第4条、第5条、第6条関係） 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準	
措置要件	期間	措置要件	期間
<b>（贈賄）</b>		<b>（贈賄）</b>	
1 次に掲げる者が長岡市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。		1 次に掲げる者が長岡市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
ア 代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき名称を付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）	12箇月以上 24箇月以内	ア 代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき名称を付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）	4箇月以上 12箇月以内
イ 一般役員等（有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のものをいう。以下同じ。）	9箇月以上 18箇月以内	イ 一般役員等（有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のものをいう。以下同じ。）	3箇月以上 9箇月以内
ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	6箇月以上 12箇月以内	ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	2箇月以上 6箇月以内
2～3 （略）		2～3 （略）	
<b>（独占禁止法違反行為）</b>		<b>（独占禁止法違反行為）</b>	
4 新潟県、富山県及び石川県の区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反したと認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）	2箇月以上 9箇月以内	4 新潟県、富山県及び石川県の区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反したと認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）	2箇月以上 9箇月以内
5 市発注工事等の実施に当たり、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反したと認められるとき。	12箇月以上 24箇月以内	5 市発注工事等の実施に当たり、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反したと認められるとき。	3箇月以上 12箇月以内
6 新潟県外の公共機関と締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。	1箇月以上 9箇月以内	6 新潟県外の公共機関と締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。	1箇月以上 9箇月以内
<b>（競売入札妨害又は談合）</b>		<b>（競売入札妨害又は談合）</b>	
7 一般役員等又は使用人が新潟県、富山県及び石川県の区域内における競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）	2箇月以上 12箇月以内	7 一般役員等又は使用人が新潟県、富山県及び石川県の区域内における競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）	2箇月以上 12箇月以内
8 市発注工事等の実施に当たり、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	12箇月以上 24箇月以内	8 市発注工事等の実施に当たり、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	3箇月以上 12箇月以内
9 代表役員等が新潟県、富山県及び石川県の区域内における競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）	3箇月以上 12箇月以内	9 代表役員等が新潟県、富山県及び石川県の区域内における競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）	3箇月以上 12箇月以内
10 市発注工事等の実施に当たり、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	12箇月以上 24箇月以内	10 市発注工事等の実施に当たり、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	4箇月以上 12箇月以内
<b>（建設業法違反行為）</b>		<b>（建設業法違反行為）</b>	
11～14 （略）	（略）	11～14 （略）	（略）
<b>（暴力的不法行為等）</b>		<b>（暴力的不法行為等）</b>	
15～21 （略）	（略）	15～21 （略）	（略）